



平成 29 年 8 月 9 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 エ ル テ ス
代 表 者 名 代表取締役社長 菅原 貴弘
(コード番号:3967 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役管理部長 松林 篤樹
(TEL. 03-6550-9280)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、平成 29 年 10 月上旬開催予定の臨時株主総会招集のための基準日の設定について、以下のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 臨時株主総会に係る基準日等について

平成 29 年 10 月上旬開催予定の臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定させるため、平成 29 年 8 月 31 日(木曜日)を基準日として定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- | | |
|----------|---|
| (1) 基準日 | 平成 29 年 8 月 31 日(木曜日) |
| (2) 公告日 | 平成 29 年 8 月 16 日(水曜日) |
| (3) 公告方法 | 電子公告(当社ウェブサイトに掲載いたします)
https://eltes.co.jp/ |

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議事案について

本臨時株主総会の開催日時、開催場所、上程する議案など詳細等につきましては、今後開催する当社取締役会において決定次第、改めてお知らせいたします。

以 上